

令和8年3月25日
302会議室

令和8年第6回
立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

令和8年第6回立川市教育委員会定例会

1 日 時 令和8年3月25日(水)
開 会 午 後 1 時 3 0 分
閉 会 午 後 2 時 0 2 分
休 憩① 無

2 場 所 302会議室

3 出席者

教育長	飯 田 芳 男	
教育委員	岡 村 幸 保	小 柳 郁 美
	堀 切 菜 摘	戸 田 永 二
署名委員	堀 切 菜 摘	

4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長	齋藤 真志	教育総務課長	白井 隆行
学務課長	澤田 克己	指導課長	寺田 良太
統括指導主事	石井 和成	統括指導主事	野津 公輝
学校給食課長	近藤 忠良	生涯学習推進センター長	鈴木 峰宏
図書館長	黒島 秀和		

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係	和田 健治	齋藤 綾乃
----------	-------	-------

案 件

1 議案

- (1) 議案第11号 立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第12号 立川市教育委員会職員職名規程及び立川市教育委員会事務局の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程について
- (3) 議案第13号 立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について
- (4) 議案第14号 立川市校長契約事務専決規程の一部を改正する規程について
- (5) 議案第15号 立川市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について
- (6) 議案第16号 立川市文化財保護調査員規則の一部を改正する規則について

2 その他

令和8年第6回立川市教育委員会定例会議事日程

令和8年3月25日

302会議室

1 議案

- (1) 議案第11号 立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第12号 立川市教育委員会職員職名規程及び立川市教育委員会事務局の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程について
- (3) 議案第13号 立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について
- (4) 議案第14号 立川市校長契約事務専決規程の一部を改正する規程について
- (5) 議案第15号 立川市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について
- (6) 議案第16号 立川市文化財保護調査員規則の一部を改正する規則について

2 その他

◎開会の辞

- 飯田教育長 ただいまから、令和8年第6回立川市教育委員会定例会を開催いたします。
署名委員に堀切委員、お願いいたします。
- 堀切委員 承知しました。
- 飯田教育長 よろしくお願いいたします。
本日は、議案6件でございます。その他は議事進行過程で確認いたします。
次に、出席者の確認を行います。齋藤教育部長、お願いいたします。
- 齋藤教育部長 本日、第6回立川市教育委員会定例会への出席管理職でございます。教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、石井統括指導主事、野津統括指導主事、学校給食課長、生涯学習推進センター長、図書館長、以上でございます。

◎議 案

(1) 議案第11号 立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について

- 飯田教育長 それでは、1議案(1)議案第11号、立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。
臼井教育総務課長、説明をお願いいたします。
- 臼井教育総務課長 議案第11号、立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。
本規則は、立川市教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の内部組織、その他について定めている規程ですが、令和8年度の組織改正と事務分掌の見直しに伴い、条文を変更するものでございます。
変更箇所につきましては、2ページ以降の改正前、改正後でそれぞれ下線を引いた箇所となります。
まず、令和8年度の組織改正に伴う変更でございますが、教育支援課の特別支援学級開設準備担当係長の職が廃止されることから、該当部分の条文を削除するものでございます。
続きまして、事務分掌の見直しにつきましては、第4条第9号に規定しております生涯学習情報システムの名称が施設予約システムに変更になったことから、条文を変更するものでございます。
説明は以上でございます。
- 飯田教育長 説明ありがとうございました。
これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。
ご質疑はございますか。

〔「ありません」との声あり〕

- 飯田教育長 ないようでございます。それでは、お諮りいたします。1議案(1)議案第11

号、立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○飯田教育長 異議なしと認めます。よって、1議案（1）議案第11号、立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、は承認されました。

◎議 案

（2）議案第12号 立川市教育委員会職員職名規程及び立川市教育委員会事務局の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程について

○飯田教育長 続きまして、1議案（2）議案第12号、立川市教育委員会職員職名規程及び立川市教育委員会事務局の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程について、を議題といたします。

臼井教育総務課長、説明をお願いいたします。

○臼井教育総務課長 議案第12号、立川市教育委員会職員職名規程及び立川市教育委員会事務局の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程について、ご説明いたします。

こちらは、立川市教育委員会職員職名規程と立川市教育委員会事務局の標準的な職を定める規程について、令和8年度の組織改正に伴い、それぞれ条文の一部を変更するものでございます。

こちらにも、変更箇所は、2ページ以降の改正前、改正後でそれぞれ下線を引いた箇所となります。

内容につきましては、先ほどご説明いたしました教育支援課の特別支援学級開設準備担当係長の職が廃止されることから、該当部分の条文を削除するものと、いわゆる項ずれを修正する内容となっております。

説明は以上でございます。

○飯田教育長 説明ありがとうございます。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

ご質疑はございませんか。

小柳委員。

○小柳委員 ご説明ありがとうございます。

第4条第2項のところ、改正後が「第4項から第6項まで」になって、改正前は「第4項から第7項まで」ということなのですけれども、1項減っているということは、先ほどの議案第11号の第3条で項が1つ減ったから、第7項から第6項に変わっているということですか。

○飯田教育長 臼井教育総務課長。

○臼井教育総務課長 小柳委員のおっしゃる通りです。もともと第7項までであった条文が、職名が1つ減ったことで、該当の条文が1つ削られてしまったので、第7項から第6項という

ことで整理しております。

○飯田教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○飯田教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。1議案（2）議案第12号、立川市教育委員会職員職名規程及び立川市教育委員会事務局の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○飯田教育長 異議なしと認めます。よって、1議案（2）議案第12号、立川市教育委員会職員職名規程及び立川市教育委員会事務局の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程について、は承認されました。

◎議 案

（3）議案第13号 立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について

○飯田教育長 続きまして、1議案（3）議案第13号、立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。

臼井教育総務課長、説明をお願いいたします。

○臼井教育総務課長 議案第13号、立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

本規則につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、立川市立学校の管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的としておりますが、ここで学校教育法の改正に伴いまして、新たな教員の職位としまして、主務教諭が設立されたことから、必要な条項を整理するためのものがございます。

変更箇所につきましては、2ページ以降の下線箇所となっておりますので、ご参照をよろしくをお願いいたします。

説明は以上でございます。

○飯田教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

岡村委員。

○岡村委員 説明ありがとうございました。

現場からしばらく離れているので、よく分かっていないのですが、主務教諭が制度化されたのですが、今ある主任教諭をそのままスライドして、全員主務教諭ということになるのか、新たにまた採用制度が変わるのか、教えてください。

○飯田教育長 寺田指導課長。

○寺田指導課長 主務教諭は、学校教育法の改正で、法に基づいて設置された職層になります。東京都では以前から主任教諭という職層があり、同様の役割を担っていることから、東京都教育委員会では法律上の主務教諭に相当する職として主任教諭をあてがう、主任教諭がその

役割を担うという整理をしていますので、今回のような改正になります。

改めて主務教諭というのを、置くことはできるのですが、名称上は主任教諭としてという職になります。

以上です。

○飯田教育長 岡村委員。

○岡村委員 ありがとうございます。

今いる主任教諭の方は、全員主務教諭と名の形になるのですか。

○飯田教育長 寺田指導課長。

○寺田指導課長 主任教諭のままです。

○飯田教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○飯田教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。1議案（3）議案第13号、立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○飯田教育長 異議なしと認めます。よって、1議案（3）議案第13号、立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について、は承認されました。

◎議 案

（4）議案第14号 立川市校長契約事務専決規程の一部を改正する規程について

○飯田教育長 続きまして、1議案（4）議案第14号、立川市校長契約事務専決規程の一部を改正する規程について、を議題といたします。

臼井教育総務課長、説明をお願いいたします。

○臼井教育総務課長 議案第14号、立川市校長契約事務専決規程の一部を改正する規程について、ご説明いたします。

本規程は、立川市立小学校及び中学校の校長が行う契約の専決について、必要な事項を定めることを目的としておりますが、ここで立川市契約事務規則が一部改正されまして、主管課契約ができる事務が拡大されました。具体的には、主管課で契約できる金額が引き上げられたことから、学校長が契約できる金額も引き上げるものでございます。

なお、引き上げる金額は、市の契約事務規則と基本的には同額としておりますけれども、2ページ目にあります第2条の（1）につきましては、もともと学校独自の金額でして、市のほうの契約が、金額ではなくて、引上げ率が今回2倍になっておりますので、これを踏まえて、金額を2倍にする内容でお諮りをしております。

説明は以上でございます。

○飯田教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

戸田委員。

○戸田委員 ご説明ありがとうございます。

専決契約というのは、校長先生やほかの先生が、必要な備品とか、そういうものを一任して決められるということですよ。

○飯田教育長 臼井教育総務課長。

○臼井教育総務課長 この下線で引いた金額までであれば、校長先生の判断で契約できる金額で、これを超えてしまうと、市の契約課に契約依頼を出さなくてはいけなくなってしまい、時間がかかってしまいますので、事務の煩雑さというのは金額を上げることによって大分防げるかなと思います。

以上です。

○飯田教育長 戸田委員。

○戸田委員 金額は第1項から第5項までだと全部で多分340万円ぐらいですかね。こういうのはまとめて契約できないのですか。

○飯田教育長 臼井教育総務課長。

○臼井教育総務課長 戸田委員がおっしゃるように、発注するものをまとめることによりまして、当然スケールメリットというのも出てきまして、より安く仕入れられる可能性はあろうかと思えます。

ただ、先ほど申しましたように、どうしても契約課に事務を発注すると、そこに発注して、さらに入札手続をすると、校長先生が単独で契約するのに比べて相当時間がかかってしまいます。スピード感という点でいうと、やはりこのような形で契約の金額を上げるということは意味があるのかなと思います。

以上です。

○飯田教育長 戸田委員。

○戸田委員 よく分かりました。ありがとうございました。

○飯田教育長 ほか、ございますか。

堀切委員。

○堀切委員 お聞きしたいのですけれども、第2条の(4)ですかね、この役務の提供契約というのは、例えばどういうものが、修繕とか備品とか消耗品は何となく分かるのですけれども、例えばどういう契約が役務の提供に含まれるのか、教えてください。

○飯田教育長 臼井教育総務課長。

○臼井教育総務課長 地方自治法か、財政法か忘れてしまいましたけれども、消耗品費、備品費、修繕費という、どこの自治体でも必ず同じ分け方をしている分け方の区分になっております。役務の提供というのは、ものを使わないというのですかね、委託で、例えば掃除をするとか、検査をするなどいろいろあります。少し説明が難しいのですけれども、いろんな器具とかを使ったりして人にものを頼むことは委託、人的なサービスを頼むことは役務になります。定義が非常に難しいのですけれども。

○飯田教育長 学校のカーテンクリーニングとかも役務費から支払っていますよね、臼井教育総務課長。

○臼井教育総務課長 クリーニングは役務の提供ですね。一般的には、郵便料なども役務費です。役務の提供というと、そんな形です。

○飯田教育長 ほか、ございますか。

小柳委員。

○小柳委員 そもそもこの規程の金額が倍に引き上げられたということで、その基になる立川市の規程があって、その金額に合わせましたということだと思えるのですが、そもそも何でこんなに金額が上がったのでしょうかというのを伺いたいです。

○飯田教育長 臼井教育総務課長。

○臼井教育総務課長 基本的には、物価高だとかに合わせて、時々この金額は見直しております。定期的ではなくて、不定期なのですが、世の中の情勢などを見て、なかなか契約しづらくなってきたりすると、少し上げることを検討し、今回は上がったということでございます。

以上です。

○飯田教育長 ほか、ございますか。

岡村委員。

○岡村委員 質問ではないのですが、現場の校長先生たちと伺いますか、学校としては助かりますよね、運用が楽になって、学校としては便利かなということで大賛成です。

○飯田教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○飯田教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。1議案（4）議案第14号、立川市校長契約事務専決規程の一部を改正する規程について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○飯田教育長 異議なしと認めます。よって、1議案（4）議案第14号、立川市校長契約事務専決規程の一部を改正する規程について、は承認されました。

◎議 案

（5）議案第15号 立川市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について

○飯田教育長 続きまして、1議案（5）議案第15号、立川市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。

鈴木生涯学習推進センター長、説明をお願いいたします。

○鈴木生涯学習推進センター長 議案第15号、立川市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

本規則は、立川市文化財保護審議会の委員の報酬額について、当該審議会の所掌事項である専門的あるいはより高度な知識に関する助言等を受けることを鑑み、単価を改めるほか、必要な文言の整理を行うものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○飯田教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

小柳委員。

○小柳委員 説明ありがとうございます。

毎回お伺いするのですが、結構金額が上がったと思うのですが、これも物価高とか、そういった理由なののでしょうか、教えてください。

○飯田教育長 鈴木生涯学習推進センター長。

○鈴木生涯学習推進センター長 物価高もあるのかもしれませんが、審議会等の学識経験委員報酬額について、全庁的な通知の中で、委員の場合は日額2万円、委員長の場合は日額2万6,000円という上限で対応という依頼を受けてございます。

また、立川市の市史編さん委員会の規則の報酬額も同額になっておりますので、そういったところを鑑みながら、今回改正をお願いしたく思っております。

以上でございます。

○飯田教育長 小柳委員、よろしいですか。

○小柳委員 別の組織が、日額を上げたら、こちらも上げますよという感じなのですか。

○飯田教育長 鈴木生涯学習推進センター長。

○鈴木生涯学習推進センター長 学識委員の報酬に関しまして、専門的な知見の中でこういった議論をしていただく、例えば文化財保護審議会の中では、実際市指定文化財の議論を話し合ってもらうなど、大学の先生など専門家の方々に携わっていただき、その知見を審議会で発揮していただくため、専門性を鑑みると、相応の報酬が必要という判断です。

ちなみに、他団体でも報酬額は、おおむねそのぐらいの数字でございますので、妥当性があるのかなという判断はしています。

以上でございます。

○飯田教育長 齋藤教育部長。

○齋藤教育部長 少しでも補足させてください。

今回、このタイミングで報酬額を上げさせていただくというところですけども、今年度、外部の方にお仕事をお願いする場合の、専門性に応じた報酬額について、全庁で見直しを図っていきましょうという取組をしておりました。その中で、市史編さん委員会は改正時期が早かったのですけれども、我々の分野についても、専門性であるとか、他団体での相場感、同様の仕事をしていただいている方の状況なども調査した上で、この時期に報酬額を上げることになった次第でございます。

以上です。

○飯田教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○飯田教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。1議案（5）議案第15号、立川市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○飯田教育長 異議なしと認めます。よって、1議案（5）議案第15号、立川市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について、は承認されました。

◎議 案

（6）議案第16号 立川市文化財保護調査員規則の一部を改正する規則について

○飯田教育長 続きまして、1議案（6）議案第16号、立川市文化財保護調査員規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。

鈴木生涯学習推進センター長、説明をお願いいたします。

○鈴木生涯学習推進センター長 議案第16号、立川市文化財保護調査員規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

本規則は、立川市文化財保護調査員の報酬額について、当該調査員の職務に係る専門的あるいはより高度な知識に関する助言等を受けることを鑑み、単価を改めるものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○飯田教育長 説明ありがとうございます。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

小柳委員。

○小柳委員 説明ありがとうございます。

簡単な質問になってしまうのですが、立川市文化財保護調査員というのはどんなお仕事をされている方なのでしょうか、教えてください。

○飯田教育長 鈴木生涯学習推進センター長、お願いします。

○鈴木生涯学習推進センター長 少し具体的なお話をすると分かりやすいかもしれませんが、例えば旧家が取壊しを行うときに、文化財が出てくることがあります。文化財に関する、処分についてどうしたらいいだろうという話に対して、調査員がお伺いして、例えばその古文書などが文化財としての価値があるものなのか調査、判断をしていくという方でございます。それが有益なもの、貴重なものということであれば、その活用についても展開していく、そういったところにつなげる方でございます。

実際にそういった調査をするにあたって、報告書をまとめていただいて、そこに対してどうしていくかという考え方に、我々としての判断を次につなげていくようなお仕事になります。

以上でございます。

○飯田教育長 説明ありがとうございました。

ほか、ございますか。

堀切委員。

○堀切委員 議題の本筋から外れるかもしれないのですが、昨年度、社会教育機関等に関する事務の移管の話があったときから、文化財に関わっている職員がとても少ないイメージがあるのですが、例えば、関わる方とか、ポジションを常勤の方で増やすみたいな議論は出ていないのでしょうか。

○飯田教育長 鈴木生涯学習推進センター長、お願いします。

○鈴木生涯学習推進センター長 実際、そういった声があることは事実だと思います。現在、体制として、正規職員と会計年度任用職員と、会計年度任用職員の場合は学芸員の資格を有している方がおりますので、そういった知見の中で動いています。

議題の調査員とはまた別の話でございまして、この調査員に関しましては、先ほど、その前の議案第15号でご説明させていただいた委員の方々をイメージしていただければ、そういったより専門的、高度な知識を有する方にご対応いただくということです。

今のご質問の中で、前提として職員が携わっていくということも、当然あることはあるのですが、ただ、判断するということになると、どうしてもより高度な知見が必要になりますので、文化財保護調査員の方に担っていただくこととなります。初動の対応に関しては、職員の対応もあるかなという形になります。

○飯田教育長 齋藤教育部長。

○齋藤教育部長 ただいま議案にかけさせていただいている内容については、鈴木生涯学習推進センター長から説明があったとおり、臨時に必要な調査員の処遇を決めるというところでございます。

堀切委員から文化財保護行政を担う人的体制の部分をごどのように行政として考えているかというご質問になりますけれども、それぞれの行政分野に必要な人的体制をごどのように整えていくというところは、文化財保護行政にかかわらず、全庁的にそれぞれの必要性を含めた形の中で、全庁で検討する機会を持っております。

野放図に際限なく増やせるというようなところではございませんので、全庁的な定員の管理の状況であるとか、人件費予算をごどのように経常的に使っていくかという判断におきましては、まずは我々分野としての考え、各行政分野の所管で考え方を整理した上で、また全庁的な検討の中で、適切な取扱いを進めているところでございます。

以上です。

○飯田教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○飯田教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。1議案（6）議案第16号、立川市文化財保護調査員規則の一部を改正する規則について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○飯田教育長 異議なしと認めます。よって、1議案(6)議案第16号、立川市文化財保護調査員規則の一部を改正する規則について、は承認されました。

○飯田教育長 次に、2その他に入ります。

その他、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○飯田教育長 その他はないようでございます。

◎閉会の辞

○飯田教育長 それでは次回の日程を確認いたします。次回、第7回定例会は、令和8年4月6日午後1時30分から205会議室で開催いたします。

これをもちまして、令和8年第6回立川市教育委員会定例会を終了いたします。

午後2時02分

署名委員

.....

教育長